

別表(第2条関係)

補助事業名	西播磨ブランド育成・創造支援事業(産地育成)
補助事業の目的	西播磨地域で生産される個性・特長ある農産物・加工品の生産量・販路の拡大、商品の開発、商品力の向上、経営の高度化を目指す生産組織等の取組を支援することで、「西播磨ブランド」の確立を目指す。
補助事業の対象となる者	生産者が組織する団体、農産加工グループ、その他県民局長が認めた者
補助事業の対象となる経費	農産物、加工品のブランド化確立をめざす取組に要する経費 (a 生産量の拡大、b 商品の開発、c 販路の拡大、d 経営の強化)
補助率	定額
補助金の額	予算の範囲内の額で、1団体当たり950千円以内(ただし、千円未満の端数は切り捨てる)
適用除外する条項	第19条(財産の処分の制限)
その他の事項	西播磨ブランド育成・創造支援事業(産地育成)実施要領による

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (補助金の交付申請)	(添付書類) 1 事業計画書(別紙様式) 2 事業実施主体の規約等 3 その他必要な資料 (指定期日) 別途通知する。
第7条第1項 (補助事業の変更)	(軽微な経費の配分の変更) 経費区分の相互間においていずれか低い額の30%以内の変更 (軽微な事業内容の変更) 補助の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業細部の変更をする場合
(交付決定額の変更)	(添付書類) 第3条に準ずる。 (指定期日) 別途通知する。
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項) 必要が生じた場合は、別途通知する。
第11条 (実績報告)	(添付書類) 1 実績報告書(別紙様式) 2 その他必要な資料 (指定期日) 事業完了後1か月以内、または令和6年3月29日のいずれか早い日
第19条第1項	